

令和7年12月札幌市立小学校におけるいじめの重大事態調査報告書【概要版】

- 第1部 はじめに 重大事態調査の位置付け (P2～4)  
本調査は、令和5年4月に発生した、事案発生当時小学校6年児童（調査開始時中学校1年生徒）に対するいじめにより、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められることから、いじめ防止対策推進法第28条第1項2号の重大事態と捉え、本事案の検証をするとともに、今後の再発防止を目的として実施した。

- 第2部 調査の目的と方法 (P5～7)  
当該児童 小学校6年生（事案発生当時）  
関係児童 児童A～児童F、H、I、L 計9名  
周辺児童 児童G、J、K、児童M～P 計7名  
調査組織及び調査委員  
学校いじめ防止対策委員会、弁護士1名、臨床心理士1名、学識経験者1名  
※弁護士は、令和6年3月1名退任、令和6年4月1名着任

- 第3部 当該事案の概要 (P8～10)  
1 対象児童は2年生後半からチック症状で通院していた。5年生の終わり（令和4年3月3日）に登校渋りや嫌がらせについて保護者から相談があり、6年生の令和4年4月15日には特定の児童からちょっかいを出されたことにより、チックや嘔吐などの症状が出たとの相談があった。同年8月29日にはチック症状の悪化により登校を控える連絡があったが、9月27日より徐々に登校できるようになった。その後、令和5年2月6日には、複数の特定の児童から集中して雪玉を当てられる事案が発生し、対象児童は保健室に駆け込み、いじめ被害を担任及び養護教諭に申告した。

- 第4部 調査の方針と方法、結果と事実認定及びいじめの認定 (P11～34)  
1 調査の方針と方法  
・本調査は国の基本方針に即して実施することとし、対象児童及びその保護者の気持ちに寄り添うとともに、本件のような事態が再び起きることのないように丁寧に検証・議論することに努めたものである。  
・本調査は、過去のいじめアンケートの結果や当時の指導記録を精査し、面談聴取を依頼して行うものとした。  
2 調査結果と事実認定およびいじめ認定（全16案件）  
・いじめと認定した事案（10件）  
【事案4】5年生の令和3年9月頃、休み時間に鬼ごっこをしている時、児童BとCが対象児童だけを捕まえて「鬼」にするようにした。  
・いじめとして認定したが、一部については事実が認められなかった事案（2件）  
【事案3】5年生の令和3年7月頃、休み時間にサッカーをしている時、児童Bが対象児童に「なんで変なところにボールを蹴るの。」と言った。但し、児童Bが対象児童に対し「なんで変なところにボールを蹴るの。」と言ったことに関し、児童Bに積極的に対象児童を傷つける意図があったことは認定することができなかった。  
・事実を確認できる情報がないことなどから、いじめと認定しない事案（4件）  
【事案2】5年生の令和3年6月頃、対象児童が児童Aになわ跳びを教えていたところ、児童Bが対象児童に対し、「児童Aは別に教えてほしくないだろう。対象児童に教えられて、うざいと思っているよ。」と言った。  
3 小括  
調査の結果と事実認定及びいじめ認定を通して、対象児童が5年生当初から周囲のかかわり方に困りを抱えていたことを十分に察知できず、対症療法的な対応に終始し、学校組織としての情報共有を十分に果たすことができていなかったことが浮き彫りになった。早期に困りを把握し、対象児童に寄り添った適切な対処や措置をすべきだった。

- 第5部 いじめの行為に係る学校の主な対応 (P35～52)  
1 本校の教育活動や支援体制、及びいじめの対応  
学校は、「自立と共生を育む」ことを学校経営の重点に据え、子どもが「自分は大切にされている」と実感できる居場所づくりを目指し、教育活動を展開してきた。しかし、登校不安や不登校の子ども、個別の支援が必要な子どもが年々増加しているため、校内学びの支援委員会によるケース会議、サポートファイルの作成、SC（スクールカウンセラー）や外部機関（児童相談所・保健センター等）と連携した支援体制を構築し、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組んでいた。一方で、いじめ防止対策については組織として十分に機能しなかった。  
2 重大事態への学校の対応  
いじめとして認定された事案と、一部をいじめとして認定した事案について振り返り、学校の対応として不足していたものを検証し、改善策を示した。いじめと認定されなかった事案についても、対象児童に心理的な苦痛を与えたことは事実であり、対象児童の困りを把握し対応すべき点はなかったか等、学校として見直すべき点があると考え、検証の対象とすることとした。  
3 小括—いじめ防止対策等の再生に向けた考察—  
本校のいじめ防止対策委員会は、緊急会議を開催するにとどまり、いじめに係る組織的な対応はなされていなかったため、いじめ防止対策の再生に向けて、次の考察を加えることとした。  
考察1）いじめに気付くための組織的な取組を行う  
考察2）いじめ対応の原則を共通理解する  
考察3）いじめ防止対策委員会による実効的な組織体制の確立  
考察4）いじめの防止につながる発達支持的生徒指導の充実

- 第6部 再発防止策 (P53～60)  
1 実効性のある「いじめ防止策」を目指す  
(1)教員の対応力の向上  
教員の児童心理の理解力の向上、そしてそれによる対応力の向上に向け、SC・SSW等、専門家による研修会等の機会の充実を図る。  
①いじめ対応の原則についての理解を図る研修  
②養護教諭・SC・SSWと連携したいじめや自殺関連行動に関する児童理解の研修  
③SCやSSW等の専門家による発達支持的生徒指導に関する研修  
(2)共に生きる力を付ける教育活動の充実  
思いやりの心と相手の立場に立つ心を育むための社会性の育成を図る。  
(3)いじめに対する子どもの理解促進  
児童会活動を通じて互いに認め合う人間関係を育み、子どもが規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくりを行う。  
(4)いじめの早期発見  
ICTの活用や教職員の連携を行い、いじめの疑いがある場合の情報共有の徹底を図る。  
(5)いじめの見逃しや抱え込みを防ぐ  
子どもの心配な状況を把握した際に、一人で情報を抱え込むことの無いよう、互いに相談しやすい職場の風土の醸成と、地域全体でいじめを見逃さない取組の強化を行う。  
(6)保護者との丁寧な情報共有と対応  
・学校全体での情報共有と対応の体制の整備  
・学校におけるいじめ対応についての積極的な情報発信  
・いじめの早期発見、早期対応の実現  
2及び3 「学校いじめ防止基本方針」の改訂とそれに基づいた対応  
・「学校いじめ防止基本方針」を教職員が共有し、実効性のあるものとして取り扱う  
・改訂した「学校いじめ防止基本方針」に則って、いじめに係る事案やアンケート結果の対応やPDCAサイクルにおける評価を行い、組織的に対応する。